



栃木県公報

平成28年
10月4日(火)
第2823号

目次

告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 921
- 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する規程の変更の承認..... 922
- 土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧..... 922

公告

- 開発行為の工事完了..... 922
- 都市計画事業の施行..... 923

調達等公告

- 技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）..... 923

宇都宮市街地開発組合

- 第225回宇都宮市街地開発組合議会定例会の閉会 925
- 平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第1号）..... 925
- 平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算の要領..... 926

告示

栃木県告示第五百三三号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金等から適用する。

平成二十八年十月四日

栃木県知事 福田 富一

環境森林部の部森林整備課の款水源林再生整備促進事業費補助金の項を次のように改める。

豊かな水源の森づくり対策事業費補助金	水源地域における森林整備を促進することにより、森林の有する水源の涵養の機能の維持増進を図る。	森林法第十二条第一項に規定する認定森林所有者等であつて知事が適当と認めるもの（以下この項において「認定森林所有者等」という。）が豊かな水源の森づくり対策事業実施要領（平成二十八年七月二十五日付け森整第四百五十八号環境森林部長通知）に基づき行う次に掲げる事業に要する経費 一 水源林獣害対策促進事業 二 水源林ナラ枯れ対策事業	標準経費の二分の一以内 当該事業に要する経費の二分の一（自然公園（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第一号に規定する自然公園をいう。）の区域内で実施する場合にあつては、十分の九）以内	認定森林所有者等市町村
--------------------	------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

(経営技術課)

栃木県告示第504号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により法第7条各号に掲げる事業（以下「特例事業」という。）の実施に関する規程の変更を承認したので、法第9条第2項において準用する法第8条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成28年10月4日

栃木県知事 福 田 富 一

特例事業の実施主体の名称	特例事業の実施に関する規程の名称	特例事業の実施地域	特 例 事 業 の 種 類	承 認 年 月 日
公益財団法人 栃木県農業振興公社	公益財団法人栃木県農業振興公社特例事業規程	栃木県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域をいう。）	1 農地売買等事業（法第7条第1号に掲げる事業をいう。） 2 農地売渡信託等事業（法第7条第2号に掲げる事業をいう。） 3 農地所有適格法人出資育成事業（法第7条第3号に掲げる事業をいう。） 4 研修等事業（法第7条第4号に掲げる事業をいう。）	平成28年 9月1日

(経営技術課)

栃木県告示第505号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成28年10月4日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事 業 名	縦 覧 期 間	異 議 申 出 期 限	所轄農業振興事務所
江戸川用水土地改良区	江戸川用水地区土地改良（維持管理）事業	平成28年10月5日から 同年11月2日まで	平成28年11月17日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年10月4日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
塩谷郡高根沢町大字石末字西台2806番21、 2806番22	宇都宮市岩曾町1353番地23	有限会社愛建ハウジング
真岡市上大田和字石倉433番3	埼玉県さいたま市中央区新都心3番地1	日本郵便株式会社関東支社
真岡市寺内字大野原1208番5	真岡市寺内1208番地	水 沼 寛 弥
下野市下坪山字台1361番4	下野市緑四丁目7番地3グリーンハイツ増測205号	蓬 田 有 希 蓬 田 希 聡
下都賀郡壬生町落合一丁目23番14	下都賀郡壬生町大師町43番5号パークサイドヴィラ御里A201	中 野 内 夏 実 中 野 内 靖 弘
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美139番12	下都賀郡壬生町通町13番17号コンフォート101	関 洋 子 関 健 大 朗
下都賀郡野木町大字野木字清六2255番65	下都賀郡野木町大字友沼6611番地4 シャン・ストリームA203号	黒 田 愛 伸 黒 田 幸 伸
下都賀郡野木町大字友沼字西浦1206番11	下都賀郡野木町大字友沼1206番地2	中 村 優 紀 中 村 隆 隆

(都市計画課)

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成28年10月4日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
那須塩原都市計画道路3・4・15号黒磯本通り
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
栃木県那須塩原市本町地内
 - (2) 使用の部分
なし

(都市整備課)

調 達 等 公 告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公示する。

平成28年10月4日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 業務概要

- (1) 業務名
栃木県営住宅管理システム開発等委託業務
 - (2) 業務内容
栃木県営住宅管理システムの設計及び開発、既存データの移行作業、機器の導入及び設置並びにこれらに付随する業務（システムテスト、連携テスト（栃木県団体内統合宛名システムとの連携を含む。）、マニュアル作成、担当者研修等）
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成29年3月24日まで
 - (4) 履行場所
県が指定する場所
 - (5) 提案上限額
65,161,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 2 参加資格及び評価基準
- (1) 参加表明書の提出者に要求される資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
イ 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
ウ 平成28年10月4日から同年11月15日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
エ 平成23年度以降に都道府県向けの住宅管理システムを導入した実績を有する者であること。
 - (2) 技術提案書の特定のための評価基準
ア 都道府県における本業務と同種の業務実績
イ 本業務の実施体制及び組織
ウ 業務主任技術者及び業務担当技術者の資格、業務実績及び手持ちの業務の状況
エ 本業務運用開始後のサポートの体制
オ 技術に関する提案の的確性、実現性及び妥当性
カ システムの操作性、メンテナンス及びセキュリティ対策
キ 提案の費用対効果
- 3 手続等
- (1) 担当部局
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県県土整備部住宅課公営住宅担当
電話 028-623-2486
 - (2) 説明書等の交付期間及び交付場所
ア 交付期間
平成28年10月4日から同月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く。）
イ 交付場所
(1)の場所において交付する。
 - (3) 参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限
ア 提出方法
本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、説明書等に基づき参加表明書及び技術提案書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送による提出は、受け付けない。
イ 提出場所
(1)の場所に提出すること。
ウ 提出期限

平成28年11月15日午後5時（郵送による提出の場合は、同時刻までに必着とする。）

4 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 契約書の作成を要する。
- (3) 関係情報を入手するための照会窓口は、3の(1)に同じ。
- (4) 技術提案書に係るプレゼンテーションの審査を行う。
- (5) 詳細は、説明書等による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Development of Tochigi Prefecture Public Housing Management System
- (2) Time period to submit forms express interests and proposal documents:
5:00p.m., November 15, 2016
- (3) Information and documents are available at:
Public Housing Section,
Housing Division,
Department of Land Development,
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL.028-623-2486

(住宅課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第7号

平成28年9月13日招集した第225回宇都宮市街地開発組合議会定例会は、9月21日閉会した。
議決事項は、次のとおりである。

平成28年10月4日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福田 富 一

第1号議案 平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成27年度宇都宮市街地開発組合歳入歳出決算の認定について

宇都宮市街地開発組合告示第8号

平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第1号）については、平成28年9月21日成立の結果、次のとおりである。

平成28年10月4日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福田 富 一

平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第1号）

平成28年度宇都宮市街地開発組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,561,462千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,657,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		51,943	1,561,462	1,613,405
	1 財産運用収入	51,942	312,199	364,141
	2 財産売払収入	1	1,249,263	1,249,264
歳 入	合 計	95,924	1,561,462	1,657,386

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		84,318	1,561,462	1,645,780
	1 総務管理費	84,123	1,561,462	1,645,585
歳 出	合 計	95,924	1,561,462	1,657,386

宇都宮市街地開発組合告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条に基づいて準用する第233条第6項の規定により、平成28年9月21日第225回宇都宮市街地開発組合議会定例会において認定された平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算の要領を、監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

平成28年10月4日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福田 富 一

I 平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算書

1 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1 使用料及び手数料		10,000	10,500	10,500		
	1 使用料	10,000	10,500	10,500		
2 財産収入		52,351,000	54,237,475	54,237,475		
	1 財産運用収入	52,350,000	54,237,475	54,237,475		
	2 財産売払収入	1,000				
3 繰入金		37,689,000	32,550,000	32,550,000		
	1 基金繰入金	37,689,000	32,550,000	32,550,000		
4 繰越金		100,000	233,874	233,874		
	1 繰越金	100,000	233,874	233,874		
5 諸収入		42,000	44,158	44,158		
	1 預金利子	1,000	1,207	1,207		
	2 雑入	41,000	42,951	42,951		
歳 入	合 計	90,192,000	87,076,007	87,076,007		

2 歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額
1 議 会 費		2,542,000	2,163,007		378,993
	1 議 会 費	2,542,000	2,163,007		378,993
2 総 務 費		83,964,000	82,248,174		1,715,826
	1 総 務 管 理 費	83,769,000	82,080,176		1,688,824
	2 監 査 委 員 費	195,000	167,998		27,002
3 処 分 管 理 費		3,586,000	2,308,385		1,277,615
	1 処 分 管 理 費	3,586,000	2,308,385		1,277,615
4 予 備 費		100,000			100,000
	1 予 備 費	100,000			100,000
歳 出 合 計		90,192,000	86,719,566		3,472,434

歳入歳出差引残額 (A) 356,441円

翌年度へ繰り越すべき財源 (B) 0円

実質収支額 (A-B) 356,441円

II 監査委員の意見

1 審査の結果

平成27年度宇都宮市街地開発組合歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調査について審査した結果は、次のとおりである。

- (1) 計数については、関係諸帳簿、証拠書類と合致し、正確なものと認められた。
- (2) 予算の執行については、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。
- (3) 収入及び支出事務については、適正に処理されているものと認められた。
- (4) 財産に関する事務については、適正に処理されているものと認められた。

2 審査の意見

平成27年度の予算は、財政調整基金の利金収入増及び分譲地の臨時的使用料の収入増により、一般会計予算現額9,019万2,000円、対前年度比112.8%をもって執行されたところである。歳入決算額は8,707万6,007円で、調定額に対する収入率は100.0%、歳出決算額は8,671万9,566円で、執行率は96.1%である。実質収支額は35万6,441円の黒字となり、適正な財政運営に努力されたものと認められる。

また、財政調整基金については、平成27年度末の残高が103億1,170万4,074円となり、超低金利が続き、基金運用収入が従来のままでは大幅減が見込まれたが、平成27年2月に改正した「宇都宮市街地開発組合公金保管運用基準」に基づき、きめ細やかな債券運用に努めた結果、前年度末残高に1,381万7,288円の大幅な上積みを確認しており、適切な管理運用がされていると認められる。

金融市場は、厳しく不透明な局面が今しばらくは続くと思われるが、今後とも適正な管理運用に努められたい。

また、分譲事業等については、景気が緩やかな回復を続けており、先行きについては、基調として緩やかに拡大していくと考えられている中で、企業訪問の実施をはじめ、栃木県主催のトップセールスによる「企業誘致セミナー」など企業誘致事業にも参画し、エネルギーセンター等の立地相談を実施するなど宇都宮清原工業団地分譲地の販売推進に努力されたものと認められる。

今後とも、栃木県や宇都宮市など関係機関と連携を密にし、積極的な取り組みを期待する。